

新規	更新	変更	令和 年 月 日
----	----	----	----------

道路占用 許可 書
回答

第 号
令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____ 様

占用の目的			
占用の場所	路線名		歩道・車道・その他
	場 所	起点 尼崎市	
		終点 尼崎市	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	令和 年 月 日から 日間 令和 年 月 日まで	占用物件 の 構造	
工事の期間	令和 年 月 日から 日間 令和 年 月 日まで	工 事 の 実施方法	
道 路 の 復 旧 方 法	許可条件のとおり。	添付書類	1 付近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 その他 ()
道路種別	<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装 <input type="checkbox"/> 平板ブロック <input type="checkbox"/> 透水性アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> インターロッキング <input type="checkbox"/> その他		
占用料	<input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 有 料		(算定)
	本 年 度 年 額		
	(履行期限)	納付書により指定する期間	
<p>令和 年 月 日付で 申請 協議 のあった占用については、 別紙の条件を付して 許可 回答 する。 尼崎市指令 (道) 第 号 令和 年 月 日 尼崎市長 松 本 眞</p>			
<p>この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に尼崎市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>			